

# 介護予防・生活支援事業の実施について

平成12年5月1日 老発第475号  
厚生省老人保健福祉局長

標記については、介護保険制度の円滑な実施の観点から、高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないようにする介護予防施策や自立した生活を確保するために必要な支援を行う生活支援施策の推進を図るため、今般、別紙のとおり「介護予防・生活支援事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の実施に努められるよう特段のご配慮をお願いするとともに、管下市町村に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施について

御協力を賜りたい。

なお、本通知の施行に伴い「在宅高齢者保健福祉推進支援事業の実施について」（平成11年6月30日老発第470号）、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和51年5月21日社老第28号）別添5老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱及び「高齢者が安心して生きがいをもって暮らせるまちづくり（ふるさと21健康長寿のまちづくり）のための基本計画策定事業の実施について」（平成元年8月14日老福第150号）は廃止する。

〔別紙〕

## 介護予防・生活支援事業実施要綱

### 1 目的

介護予防・生活支援事業は、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、要介護状態に陥らないための介護予防施策や生活支援サービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、もって、要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者等の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。

### 2 事業内容

別記のとおり。

### 3 実施方法

(1) 介護予防・生活支援サービスについては、市町村が、高齢者の需要や生活実態に基づいて総合的な判断を行い、必要とされるサービスを調整・提供していく一連の仕組みが必要となる。例えば、要介護認定調査に併せて、認定調査とは別に必要な調査を行い、その結果に基づいて、「生活援助型」や「健康管理型」など大まかな

類型化を行い、総合的なサービスの計画を作成するといった取り組みも行われている。各市町村においては、地域の実情に応じて具体的な検討を進めていくことが望まれる。

- (2) 介護予防・生活支援サービスの提供にあたっては、市町村内の保健及び福祉担当者などの関係者が密接な連携を保ち、チームとして一体的な活動を行うことが重要である。市町村及び関係団体などにおいて全体的な調整を行う場として、基幹型在宅介護支援センターなどにおける「地域ケア会議」等を積極的に活用されたい。

〔別記〕

## 1市町村事業

### (1) 高齢者等の生活支援事業

#### ア 事業内容

本事業は、地域の実情に応じて、要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し配食サービスや外出支援サービス等の事業を提供することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって、高齢者の保健福祉の向上を図る。

#### イ 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

#### ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮しつつ、食材料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

#### エ 運営

市町村は、本事業の利用申請があったときは、本要綱に照らしてその必要性を検討した上で、本事業の利用決定をするものとする。

市町村は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。

市町村は、本事業の適正な実施を図るため、委託を受けた者が行う本事業の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。

実施施設は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分するとともに、提供したサービスの内容、利用回数等を市町村に報告するものとする。

市町村は、地域住民に対し、広報等を通じ、本事業の周知を図るものとする。

## オ 実施事業

### (ア) 配食サービス事業

#### 実施方法

調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。

#### 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により調理が困難なものとする。

#### 事業実施にあたっての留意点

実施施設は、利用者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理に十分配慮し、保健所等関係機関との密接な連携を保つこと。

市町村は、実施施設、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携を密にするとともに、食生活改善推進員、ボランティア等の協力が得られるよう配慮し、円滑な運営に努めること。

### (イ) 外出支援サービス事業

#### 実施方法

- a 移送用車柄（リフト付車輪及びストレッチャー装着ワゴン車等）により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎する。
- b ショッピングセンター等での移動支援のための拠点を整備し、各種情報の提供や電動スクーター、車いすの貸出等を行う。

#### 利用対象者

- a おおむね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難なもの。
- b おおむね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由なもの。

#### 事業実施にあたっての留意点

道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。

#### （ウ）機具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

##### 実施方法

寝具類等の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒等のサービスを行う。

##### 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難なものとする。

##### 事業実施にあたっての留意点

実施施設は利用者の健康等に十分勘案するとともに、衛生管理、排水管理等に十分配慮して実施すること。

#### （エ）経度生活援助事業

##### 実施方法

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。

##### 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要なものとする。

##### 事業内容

外出・散歩の付き添いなどの外出時の援助

- 宅配の手配、食材の買物などの食事・食材の確保
- 寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入
- 庭・生垣・庭木等家周りの手入れ
  - 家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等
  - 家屋内の整理・整頓
  - 朗読・代筆などの多少目が不自由な方に対する援助
  - 雪下ろし、除雪
  - 台風時等自然災害への防備
  - 健康管理に関する助言等
  - 栄養管理に関する助言等

その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助

##### 事業実施にあたっての留意点

この事業は、生活援助内容に応じ必要な知識経験を有している人々がサービスの担い手として幅広く参加することを想定している。このため、経験豊富で健康な高齢者をはじめとする地域住民やボランティアが積極的に参加できるよう、シルバー人材センター等を活用した体制づくりを行うこと。

#### （オ）住宅改修支援事業

##### 実施方法

高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修費）に関する助言を行う。

##### 事業内容

住宅の改良に関し、保健婦、理学療法士、作業療法士等が利用対象者の居宅を訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況を踏まえて相談に応じ、助言。

施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡、調整。

施工後の評価及び利用対象者に対する指導。

その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整。

#### （カ）訪問理美容サービス事業

##### 実施方法

老衰、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービスを提供する。

##### 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難なものとする。

##### 利用者負担

理美容料金については利用者負担とする。

#### （キ）高齢者共同生活（グループリビング）支援事業

##### 実施方法

加齢による身体機能の低下を補うため、共同で生

活している形態（グループリビング）に対し、次の支援を行う。

a グループリビングに対する支援プログラムの作成・調整

b 近隣住民、ボランティア団体による各般の支援体制の構築

利用対象者

おおむね60歳以上の高齢者で同一家屋内で食事等、お互いに生活を共同化できるもの。

利用定員

5人から9人。

事業実施にあたっての留意点

当該居住形態が5年以上続くと見込まれること。また居住者について、所有権の共有や貸借権等居住に関する権利関係を明確にしておくこと。

（ク）その他の事業

実施方法

（ア）から（キ）までに掲げる事業のほか、地域の実情に応じて、在宅の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者等の介護予防・生活支援に資する事業であって厚生大臣が適当と認めるものを行う。

事業実施に当たっての留意点

本事業を実施するに当たっては、都道府県とも十分な協議の上、適切に事業を実施すること。

（2）介護予防・生きがい活動支援事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を活かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、住民参加型非営利組織、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託

することができるものとする。

ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料と均衡を考慮しつつ、食材料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

エ 実施事業

（ア）介護予防事業

高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとして老後生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室等を開催する事業。

事業内容

a 転倒骨折予防教室（寝たきり防止事業）

転倒骨折予防教室の開催（生活相談、健康診断、生活指導、運動機能訓練等）

生活環境・習慣の改善（転倒骨折予防ケアのための生活支援）

b 痴呆予防・介護事業

痴呆予防・介護教室の開催（軽度の痴呆性高齢者及びその家族）

アクティビティケアの実施（音楽活動、絵画、書道、演劇等）

c IADL（日常生活関連動作）訓練事業

自立支援教室の開催（炊事・洗濯等の家事訓練を中心とした教室）

生活環境・習慣の改善

d 地域住民グループ支援事業

住民の自主グループ活動育成支援（ボランティアで、介護予防に資する活動を行おうとする地域住民に対する場の提供等の支援）

地域住民による定期訪問活動

事業実施に当たっての留意点

本事業を痴呆対応型共同生活援助事業を実施する者に委託する場合については、事業に要する経費のうち、初年度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとする。（ただし、社会福祉施設等施設整備費又は保健衛生施設整備費など公的な補助を受けた者を除く。）

（イ）高齢者食生活改善事業

事業目的

高齢者及びその家族を対象に、高齢者の食生活改善を支援することを目的とする。

事業内容

高齢者及びその家族に対し、高齢者の食生活に

において必要な注意事項とその対策に関する指導を行う者（在宅栄養士、食生活改善推進員、ボランティア等）に対する研修の実施

高齢者及びその家族を対象とする高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等の開催

食生活改善推進員等が高齢者宅を訪問して行う食生活改善の支援

○ 高齢者の食生活上の留意点等に関する普及・啓発

事業実施に当たっての留意点

保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。

関係団体及び関係機関等と連携・調整を図るものとする。

(ウ) 運動指導事業

実施方法

生活習慣病予防のための運動指導を効果的に推進する。

利用対象者

40歳以上の者で基本健康診査や健康度評価等の結果から、運動指導を行うことにより、生活習慣病予防の効果が期待できると認められる者

事業内容

○初期のアセスメント

指導担当者（医師、理学療法士、保健婦（士）、管理栄養士、健康運動指導士等）が対象者の健康状態、生活習慣、運動能力などを把握する。

○運動プログラムの作成

指導担当者は、対象者の特性にあわせて運動プログラムを作成する。プログラムの内容は、ストレッチング、軽体操、ウォーキング、水中運動等の具体的な運動方法、運動開始時・終了時のセルフチェック方法等とする。

○運動指導

運動指導にあたっては、対象者が運動プログラムに従い適切に運動を行い、かつ継続できるよう指導する。実施回数は、週1回程度、実施期間はおおむね2か月程度とする。

記録の整備

対象者ごとに、指導内容、指導日付、担当者、運動の内容・強度等の記録簿を作成する。

効果の評価

実施期間終了時に、参加状況、種々の健康評価項目、生活改善状況などを評価する。

事業の実施場所

市町村保健センター等とする。必要に応じ、健康増進施設、老人保健施設等に委託できるものとする。

事業実施に当たっての留意点

市町村は指導担当者に対して、生活習慣改善に必要な運動指導についての研修を、必要に応じて行うものとする。

保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。

関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。

事業が安全に行われるよう、かかりつけ医等との連携の上で実施するものとする。

(エ) 生きがい活動支援通所事業

実施方法

生きがい活動援助員を配置し、利用対象者の希望及び身体状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供する。

利用対象者

おおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者とする。

職員の配置

本事業を実施するために、生きがい活動援助員を常勤で1人以上配置するものとする。ただし、1日当たりの利用人員が常時15人以上の場合は1人、20人以上の場合は2人の補助職員を配置できるものとする。なお業務に支障のない範囲において職員が他の業務と兼務することは差し支えない。

生きがい活動援助員の業務

生きがい活動援助員は、日常動作訓練から趣味活動等の各種事業を実施するため、事業を実施する施設の状況及び利用対象者の希望を把握し、事業を計画的に実施するものとする。

事業実施にあたっての留意点

- a 市町村は、事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。
- b 事業の実施は、実施施設を中心に行うものとするが、特に高齢者スポーツや園芸等を行う場合は、他の適切な場所において行うこととして差しつか

えない。

c 市町村は、実施施設、社会福祉協議会、老人クラブ等の関係機関と連携を密にするものとする。

#### (オ) 生活管理指導事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、訪問又は短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する事業。

##### 生活管理指導員派遣事業

日常生活に関する支援・指導（基本的な生活習慣を習得させるための支援・指導）、家事に対する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導（近隣住民との関係修復等）、関係機関等との連絡調整等を行う。

##### 生活管理指導短期宿泊事業

養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の空きベッドを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

### (3) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

#### ア 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

#### イ 実施主体

本事業の実施主体は市町村とする。ただし、市町村は地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者、住民参加型非営利組織、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

#### ウ 実施方法

本事業を実施する市町村には、市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会等の団体に広く参加を呼びかけ、高齢者の生きがいと健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するもの

とする。

推進会議は、本事業についての総合的な企画、立案を行うとともに、事業間の連絡調整、事業の進行管理及び事業実施上の各段階における評価とそれに基づく事業の見直し、改善等を行うものとする。

#### エ 対象者

おおむね60歳以上の高齢者を対象とする。

#### オ 事業内容

高齢者の社会活動についての広報活動等  
文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興

スポーツ・娯楽活動、健康増進活動の推進、同好会等の育成及び関係団体等との連絡・調整

木工・陶芸・手芸・園芸等の生産・創造活動の振興、市町村高齢者教養講座及び中高年者健康生きがい講座等の開催

高齢指導者（シニアリーダー）の活用事業

その他、本事業として適当と認められる事業

カ 事業実施に当たっての留意点

本事業は老人クラブ連合会をはじめとする各種団体の協力のもと、地域の元気な高齢者が中心となり、かつ主体的に活動のできる事業となるよう配慮すること。

学校の空き教室、農林漁業関係施設、さらには地域の優れた人材等、既存の「人、物」を有効に活用しながら事業を推進すること。

本事業と推進機構が実施する事業とは相互に密接に関連するものであることから、推進機構との連絡調整を密にするとともに、事業を共同で実施するなど、相互の協力・支援体制を整備すること。

### (4) 緊急通報体制等整備事業

#### ア 実施方法

ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために次の事業を行う。

(ア) 近隣住民、ボランティア等に対する啓発普及活動

(イ) 近隣住民、ボランティア等であって安否の確認や、緊急時の対応等必要な措置を執ることができる者（協力員）の確保（登録等）

なお、当分の間、必要と認められる場合には、緊急通報装置の給付又は貸与を併せて実施することができるものとする。この場合にあっては、

利用者の負担能力に応じ、実費に相当する額を定めて徴収することができるものとする。

#### イ 利用対条者

おおむね65歳以上の独居世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者とする。

#### ウ 緊急通報装置の性能

対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な機器とする。

#### エ 事業実施にあたっての留意点

緊急時の救護等のため、消防署、老人福祉施設、医療機関、協力員等による連携システムを確立すること。

### (5) 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）

#### ア 事業の趣旨

高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業をはじめとする各種施策をより効果的に展開するために、地域の高齢者やその家族等に対して、「寝たきりゼロへの10か条」の広報など積極的な普及啓発活動等を行うことにより、寝たきり予防対策の一層の推進を図るものである。

#### イ 事業内容

市町村は、地域の実情に応じて次のうちから適宜必要な事業を実施するものとする。

- (ア) 市町村の実情を十分把握し、寝たきり予防対策に向けた推進方策の企画、立案及び事業の実施効果の分析
- (イ) 寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスターその他の広報媒体を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発
- (ウ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会、シンポジウム等、各種行事を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発
- (エ) その他寝たきり予防対策の推進に必要な普及・啓発事業

#### ウ 委員会の設置

- (ア) 市町村は、保健所、福祉事務所、教育委員会、医師会、地域住民組織、老人クラブ等の代表者、保健婦（士）、看護婦（士）その他の本事業の推進に必要と認められる者を構成員とする「寝たきり予防推進委員会」（以下「委員会」とい

う。）を設置するものとする。

(イ) 委員会は、市町村に対し3に掲げる事業の効果的な実施に向けての助言その他の支援を行うものとする。

(ウ) 委員会は、本事業の推進を図るため、年4回程度開催するものとする。

#### エ 事業にあたっての留意点

事業の実施にあたっては、地域の医療機関、社会福祉施設等関係団体等との連携を図るものとする。

### (6) 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

#### ア 事業内容

この事業は、高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成を促進するため、市町村がそれぞれの地域の特性に応じて、公民の協力の下に地域住民の老後における健康や福祉をはじめとする高齢化に対応するための様々な機能の総合的、計画的な整備を図るための基本となる計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、併せて基本計画の広報啓発活動を実施することにより、管内の地域住民に対して広く普及啓発を図ることとする。

#### イ まちづくりにおける基本的な考え方

- (ア) 地域住民が生涯を通じて住みやすい地域社会の形成を図るものであり、特に、高齢者が住み慣れた地域社会から孤立することなく、多世代の交流が図られるものであること。
- (イ) 高齢者が「健康」、「生きがい」及び「安心」を享受するために必要な健康及び福祉に関する機能が、高齢者の日常生活圏の中に総合的に備わっているものであること。
- (ウ) 健康や福祉をはじめとする高齢化に対応した様々な機能が各々有機的に連携を図ることができるよう計画的に整備されているものであること。
- (エ) 高齢者の多様な需要に対応するため、公的な施策の一層の推進と併せ、これとの適切な連携の下に民間事業者の積極的な事業参画が図られるものであること。
- (オ) 計画策定内容を広く地域住民に普及させる観点から、計画地域における住民に対して広報啓発活動を積極的に実施するものであること。

#### ウ 基本計画の策定主体

基本計画の策定主体は、市町村とする

#### エ 基本計画の策定内容

基本計画の策定は、計画地域内の特定地域における保健福祉関連施設の整備に関するものだけにとどまらず、計画地域全体にわたる保健、福祉サービスについて行うことを基本とし、あわせて高齢化への対応に関連する各般の分野を含めできる限り総合的な視点に立つて行うものとし、これを実現するための現実的かつ具体的施策について検討を行うこと。

なお、既に策定済の基本計画との整合性を図りつつ、その実施・具体化に向けての計画（面的施設整備計画）づくりを行う場合は、次の事項によらず当該計画の目的等に照らし必要な事項について行うものとする。

（ア）計画の背景及び目的

（イ）計画の地域及び期間

（ウ）計画地域の人口の高齢化、地域開発の状況、高齢者の居住実態、地域住民の保健福祉活動の状況等高齢者の保健・福祉の需要に影響を与える事項の現状及び今後の見通し

（エ）計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の現況

（オ）計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の今後の整備目標

（カ）整備目標達成のための計画地域における保健福祉関連施設の整備計画（事業主体、種類、規模、利用範囲・人員、既存関連施設との連携方策）

（キ）整備目標達成のための計画地域における施設整備以外の保健福祉に係る事業の実施計画

（ク）整備目標達成のための関連分野に係る事業の推進に関する事

（ケ）（カ）～（ク）における公民の役割分担及び連携の考え方

（コ）民間事業者による特定民間施設の整備を行う場合にあっては、その具体的な内容

（サ）その他

#### オ 基本計画策定上の留意事項

基本計画の策定に当たっては、当該都道府県と密接な連携を図るとともに、地域における地域団体の代表、保健、医療、福祉、建築の関係者等をその構

成員とする委員会の設置や地域住民の意向の把握等により、関係者の意見を広く聴取するとともに、各地域の特性を十分に生かせるよう配慮すること。

#### カ 広報啓発活動

本事業の目的及びまちづくりにおける基本的考え方に基づいて、本計画策定主体が、地域住民への本計画策定事業の趣旨の普及促進を一層図ることを目的とし、おおむね次の事項など計画地域の住民に対して計画策定段階から広報啓発をすること。

（ア）イベント開催等広報啓発に関する事

（イ）パンフレット、ビデオ作成等啓発資料作成に関する事

## 2 都道府県・指定都市事業

### （1）高齢者自身の取り組み支援事業

#### ア 事業内容

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、関係団体・機関の参加と協力のもと、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織づくり事業、高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業並びに趣味や同好の仲間づくり（高齢者サークル）を通じての生きがいづくりを支援するための仲間づくり支援事業を実施することにより、高齢者の社会活動の振興を図ることを目的とする。

#### イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると思われる財団法人等に委託することができる。

#### ウ 実施事業

（ア）高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を促進するための組織づくり事業

#### 実施方法

地域の実情に応じて、各種調査等を通して高齢者の意識を把握するとともに高齢者の意志を尊重しながら社会参加を推進するものとする。

#### 対象者

おおむね60歳以上の高齢者を対象とする。

#### 事業内容

a 都道府県健康福祉祭（高齢者のスポーツ・健康づくり・福祉等の総合イベント）の開催及び全国

健康福祉祭の参加選手の選考及び派遣

- b aの他、高齢者が参加するイベントの開催
  - c 高齢者の生きがいと健康づくり活動及び高齢者を対象として民間事業者が行う各種のサービス、事業に関する情報収集、提供及び調査・研究
  - d 市町村及び関係団体・機関が行う同様の事業への協力・支援
  - e その他、本事業として適当と認められる事業
- (イ) 高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業

#### 実施方法

高齢者の社会参加を促進するために高齢者を対象とした各種講習等を実施し、高齢者の中から指導者を育成する。

#### 対象者

おおむね60歳以上の高齢者を対象とする

#### 事業内容

- a 高齢者教養講座等事業（高齢者の生きがい、健康づくりに関するもの、いわゆる老人大学校運営事業）の実施
  - b 高齢者の社会参加を積極的に促進することを目的とした指導的高齢者の養成・研修
  - c その他、本事業として適当と認められる事業
- (ウ) 仲間づくり支援事業

#### 実施方法

仲間づくり支援相談員を配置し、高齢者サークルの立ち上げ、高齢者サークルへの入会、募集を支援する。

#### 対象者

おおむね60歳以上の者を対象とする。

#### 職員の配置

本事業を実施するために、仲間づくり支援相談員を2人以内配置するものとする。

#### 仲間づくり支援相談員の業務

仲間づくり支援相談員は、高齢者の仲間づくりを支援するために、高齢者サークル等の動向や高齢者のニーズを把握し、下記の事業を行うこととする。

- a 高齢者サークルの結成支援
- b 高齢者サークル活動に関する情報の収集及び提供
- c 高齢者サークルでの活動を希望する高齢者の相談・登録及び高齢者サークルへの紹介
- d 会員を募集している高齢者サークルからの相

談・登録及び高齢者の紹介

- e その他、本事業として適当と認められる事業

- (2) 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）

#### ア 事業の趣旨

高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業をはじめとする各種施策をより効果的に展開するために、関係部局及び市町村並びに関係団体等との連携を図り、地域の高齢者やその家族等に対して「寝たきりは予防できる」ことについて積極的な普及啓発活動等を行うことにより、寝たきり予防対策の一層の推進を図るものである。

#### イ 事業内容

- (ア) 都道府県内の実績を十分把握した上で、寝たきり予防対策に向けた今後の推進方策について企画、立案及び事業の実施効果について分析等を行う。
- (イ) 市町村、保健所等に対し寝たきり予防対策の推進に必要な指導、助言を行い、効果的、効率的な事業実施に向けての支援を行う。
- (ウ) 住民に対し寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスター、ビデオその他広報媒体等を通じ、寝たきり予防推進対策の普及・啓発を行うとともに、保健事業の重要性に対する住民の意識の高揚を図る。
- (エ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会等各種行事を通じ、寝たきり予防推進対策の普及・啓発を行うとともに、保健事業の重要性に対する住民の意識の高揚を図る。
- (オ) その他地域の実情に合わせて、寝たきり予防対策の推進のために必要な普及・啓発事業等を実施する。

#### ウ 寝たきり予防推進本部の設置

- (ア) 都道府県は、衛生主管部（局）長、民生主管部（局）長、市町村長、保健所長、福祉事務所長、教育委員会、医師会・看護協会、地域住民組織、老人クラブ等のそれぞれの代表者、保健婦（士）、報道関係者及びその他事業の推進に必要と認められる者を構成員とする「寝たきり予防推進本部」を設置し、本事業の効果的、効率的な推進を図るものとする。
- (イ) 寝たきり予防推進本部は、本事業の推進を図

るため、会議（以下「推進会議」という。）を開催し、積極的な運営を行うものとする。

（ウ）推進会議は、年4回程度開催するものとする。

#### エ 留意事項

本事業の実施に当たっては次の事項に留意し事業を実施するものとする。

（ア）保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、効果的な事業の推進を図る。

（イ）地域の住民組織及び老人クラブ並びに保健・福祉・医療の関係団体等を通じ、施策の充実を図る。

〔別添〕

## 老人クラブ活動等事業運営要綱 （介護予防・生活支援事業）

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、個々の「老人クラブ」を基礎組織として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとに「市町村老人クラブ連合会」（以下、「市町村老連」という。）、都道府県・指定都市ごとに「都道府県・指定都市老人クラブ連合会」（以下、「都道府県・指定都市老連」という。）、さらに中央に「全国老人クラブ連合会」を組織して、高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を推進しており、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与するものとして、その活動・事業の育成を図ってきたところである。

今般の介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が今後ますます期待されているところである。

このため、今後の老人クラブ活動等事業については、次によりその実施及び推進を図ることとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営に十分配慮された。

### 第1 組織について

#### （1）老人クラブ

##### ア 会員

（ア）年齢は60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資す

### 3 老人クラブ活動等事業

本事業は、別添「老人クラブ活動等事業運営要綱」（以下、「要綱」という。）に添って事業を行う老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び都道府県・指定都市老人クラブ連合会に対し要綱第3の（1）にあつては市町村が同（2）にあつては都道府県・指定都市が同（3）にあつては市町村または都道府県・指定都市が助成を行う事業とする。

るため、60歳未満の加入を妨げないものとする。

（イ）クラブ活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者とする。

ただし、当該小地域を越える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。

#### イ 会員の規模

おおむね50人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

#### ウ 役員

会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

#### （2）市町村老連

##### ア 組織の構成

市町村の地域を範囲として、当該地域内の老人クラブによって組織するものとする。

##### イ 役員

代表者としての会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。

なお、役員を選考に当たっては、年齢、男女別を問わず、適任者の選任に努めなければならない。

また、役員のほか、適任者による活動別リーダーを置くものとする。

##### ウ 組織の運営

事務局については自主的に設置運営するよう努めるものとする

また、目的を達成するために必要に応じて、委員会を設置するものとする。

しておかなければならない。

### (3) 都道府県・指定都市老連

#### ア 組織の構成

都道府県・指定都市の地域を範囲として、当該地域内の市町村老連、老人クラブによって組織するものとする。

#### イ 役員及び組織の運営

(2) のイ及びウに準じるものとする。

## 第2 実施主体について

第3の(1)の事業は、市町村老連、同(2)の事業は都道府県・指定都市老連、同(3)の事業は市町村老連または都道府県・指定都市老連とする。

## 第3 事業について

### (1) 老人クラブ等事業

老人クラブにおける、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動、並びに、市町村老連における、老人クラブ及び都道府県・指定都市老連と連携した、調査研究、啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業、催物、研修などの各種事業

### (2) 老人クラブ等活動推進事業

都道府県・指定都市老連における、老人クラブ等活動推進員の設置、高齢者の社会参加を促進するための企画立案、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業

(3) その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とする等、老人クラブが行う事業として適当と認められる事業

## 第4 その他

収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管